

16. 国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める要望 について

東海部会提出
説明担当 羽島市

(理由)

国民健康保険は、昭和33年(1958年)の国民健康保険法の施行によって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

しかし、国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など加入者の変化や、すぐに医療を受けられる環境、高度医療による医療費の高額化など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、国庫負担率は、老人保健制度の導入に伴い、昭和59年(1984年)に引き下げられた。その後、国民健康保険の財政基盤強化に向けてのさまざまな取り組みが行われてきたが、全国で国保会計の安定的な運営が困難となり、国保税(料)の値上げが相次ぎ、その結果、収納率の低下を招くという保険料負担の限界に近い状況となっている。

このような状況に鑑み、国においては、国民健康保険を社会保障として存続させ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担率の引き上げを強く要望する。